

令和5年度自転車等放置防止監視及び 歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロール業務委託仕様書

1 自転車等放置防止監視業務

(1) 業務内容

上大岡駅、港南台駅及び上永谷駅周辺に自転車等放置防止監視員(以下、自転車等監視員)を配置し、放置しようとする人に対し、放置禁止区域であることを周知し、自転車駐輪場への誘導・案内等の指導をし、自転車等の放置防止を図るとともに、放置自転車・バイクに注意札を貼り、適正利用の啓発を行う。

また、対象区域の歩道での自転車利用者に声かけを行い、自転車の安全走行の啓発を行う。

(2) 自転車等監視員の業務

自転車等監視員の業務(別紙1)及び声かけマニュアル(自転車等放置防止監視パトロール)(別紙8)の通りとする。

(3) 配置場所及び履行期間

自転車等監視員の配置場所は、主に別紙2の「監視・巡回員配置エリア図」に示す場所(Aエリア(上大岡駅)、Bエリア(港南台駅)、Cエリア(上永谷駅))に、複数名を配置することとする。

また、自転車等監視員の配置場所は上記A・B・Cエリアのみならず、上大岡駅・港南台駅・上永谷駅周辺の自転車等放置禁止区域全域のパトロールも適宜実施することとする。

配置場所	配置日	監視エリア
上大岡駅周辺	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の88回	Aエリア (上大岡駅)
港南台駅周辺	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の88回	Bエリア (港南台駅)
上永谷駅周辺	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の88回	Cエリア (上永谷駅)

自転車等の放置状況により、自転車等監視員の配置場所及び人員について委託者と受託者の協議により相互に変更できることとする。

(4) 配置時間及び配置日等

一回につき2時間30分配置することとする。また、配置時間の区分と回数は次の通りとする。(別紙3「監視・巡回委託日程表(予定)」参照)

ア 夕勤=午後3時30分から午後6時(Aエリア87回、Bエリア88回、Cエリア88回)

イ 朝勤=午前6時から午前8時30分(Aエリアのみ 10月上旬の土・日・祝日で一回開催が予定されている上大岡連合・社協まつりの開催日に1回)

ウ その他

(ア) 上大岡連合・社協まつり開催日の本業務委託(朝勤)は10月9日(祝日)としているが、本業務委託の契約締結日時点では開催日程が未確定であるため、当該日程の本業務委託について

は上大岡連合・社協まつりの開催日が確定後に受託者と調整することとする。なお、開催日がBエリア又はCエリアの配置予定日の場合は、Aエリアの履行日と相互に入れ替えることとする。

(イ) 別紙3「監視・巡回委託日程表(予定)」に定められた日時に監視業務ができない場合、原則として同月の本業務委託の非履行日に振り替えて実施することができる。この場合、受託者は原則として事前に委託者に報告することとする。

(ロ) 道路上にステッカーが剥がされて散乱していた場合は、剥がされたステッカーを回収処分することとする。

(エ) 特に日・祝日における市営駐輪場の無料開放について、自転車等を放置しようとする人に情報提供を行い、日・祝日の放置自転車等の台数を減らすことに留意することとする。

(5) 研修

受託者は、現場責任者を含む自転車等監視員に対して、本業務委託内容に関する研修を行うこととする。

また、受託者は、自転車の安全利用の理解を深め、活動を円滑に進めるために、年1回開催される本市主催の研修会に参加することとする。

なお、参加に係る交通費等の経費は、受託者の負担とすることとする。

2 歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロール業務

(1) 業務内容

上大岡駅、港南台駅及び上永谷駅周辺に歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロール監視員(以下、歩きたばこ・ポイ捨て監視員)を配置し、歩行喫煙及びたばこの吸い殻等のポイ捨てを行う者や、広く市民に対し「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(以下「条例」という)」の周知徹底を図り、併せて啓発パトロールの認知を高めることで、歩行喫煙及びたばこの吸い殻等のポイ捨てをなくし、誰もが快適に過ごせる環境の実現及び街の美化のために、連続的な駐留・監視による啓発パトロールを行う。

なお、受託者は「1 自転車等放置防止監視業務」の自転車等監視員と同一の人員を、歩きたばこ・ポイ捨て監視員として配置することを可能とする。

(2) 歩きたばこ・ポイ捨て監視員の業務

声かけマニュアル(歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロール)(別紙9)に従い指導・啓発を行うこととする。

また、喫煙者だけでなく、広く市民に条例や啓発パトロールを周知するため、常に市民からの視認性が高い場所に駐留し、契約締結後貸与する啓発物品を活用することで、啓発パトロールが認知されるよう振舞うこととする。

なお、指定した場所と関係のない場所に駐留したり、巡回したり、立ち入ったりしないこととする。

(3) 配置場所及び履行期間

歩きたばこ・ポイ捨て監視員の配置場所は、主に別紙2の「監視・巡回員配置エリア図」に示すAエリア(上大岡駅)、Bエリア(港南台駅)、Cエリア(上永谷駅)のそれぞれのエリア内に設定されている、声かけマニュアル(歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロール)(別紙9)で指定された地点に複数名を配置することとする。

配置場所	配置日	監視エリア
上大岡駅周辺	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の88回	Aエリア (上大岡駅)
港南台駅周辺	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の88回	Bエリア (港南台駅)
上永谷駅周辺	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の88回	Cエリア (上永谷駅)

歩きたばこ・ポイ捨ての状況により、歩きたばこ・ポイ捨て監視員の配置場所及び人員について委託者と受託者の協議により相互に変更できることとする。

(4) 配置時間及び配置日等

一回につき30分、平日・土曜日・日曜日・祝日に配置。また、配置時間の区分と回数は次の通りとする。(別紙3「監視・巡回委託日程表(予定)」参照)

ア 夕勤=午後3時00分から午後3時30分

(Aエリア87回、Bエリア88回、Cエリア88回)

イ 朝勤=午前8時30分から午前9時00分(Aエリアのみ 10月上旬の土・日・祝日で一回開催が予定されている上大岡連合・社協まつりの開催日に1回)

ウ その他

(ア) 上大岡連合・社協まつり開催日の本業務委託(朝勤)は10月9日(祝日)としているが、本業務委託の契約締結日時点では開催日程が未確定であるため、当該日程の本業務委託については上大岡連合・社協まつりの開催日が確定後に受託者と調整することとする。なお、開催日がBエリア又はCエリアの配置予定日の場合は、Aエリアの履行日と相互に入れ替えることとする。

(イ) 別紙3「監視・巡回委託日程表(予定)」に定められた日時に監視業務ができない場合、原則として同月の本業務委託の非履行日に振り替えて実施することができる。この場合、受託者は原則として事前に委託者に報告することとする。

3 その他

(1) 事前提出書類

ア 設計図書に基づく委託代金内訳書

契約書を提出する際に作成し提出することとする。

イ 現場責任者及び業務従事者選定通知書兼名簿

契約締結後5日(横浜市の日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く)以内に提出することとする。

(2) 業務報告書の作成

本業務委託の実施に際しては、業務日報(別紙4)、(別紙6)及び月報(別紙5)、(別紙7)を提出することとする。

(3) 現場責任者

配置する監視員のうち現場責任者を1人選任することとする。

現場責任者は本業務委託の遂行を総括し、監視活動中の事故及びトラブル等の処理に当たることとする。

また、受託者は現地における本業務委託の遂行について十分注意し、本業務委託履行中の事故及びトラブル等が生じた場合は速やかに委託者と連絡を取り対応することとする。

(4) 受託者責務

受託者は、委託者の貸与するビブス及び啓発物品を除き、本業務委託に必要な人員・用具等を用意することとする。

また、用具等の維持費、業務従事者の交通費等業務の実施にかかる経費は、受託者の負担とする。

ア 本業務委託中は、駐留・監視パトロール従事者であることが市民に認識されるよう、契約締結後に貸与する委託者指定の帽子及びビブスを着用することとする。

ビブス着用の際、所持品は腰または肩から下げる収納を使用するなど、ビブス記載の文字が隠れないようすることとする。

イ 受託者は本業務委託開始前までに着替え及び啓発活動の準備を整え、撤収作業は本業務委託時間終了後に行うこととする。

ウ 本業務委託中は、のぼり旗（契約締結後現場説明の際に貸与する）を携行し、目立つよう掲げるとともに通行の妨害や通行人に接触しないよう常に注意を払うこととする。

エ 貸与された衣類及び啓発物品は委託者の指示通りに使用・活用すること。また、契約締結後、啓発物品等の活用方法について、必要に応じて委託者と受託者で協議の上決定するものとする。

オ 本業務委託の公共性を十分に認識し、横浜市指定の駐留・監視パトロール従事者として信用・信頼を得るにふさわしい対応を行うこととする。

カ 本業務委託中のトラブル防止について細心の注意を払うこと。トラブル等が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従い対応することとする。

キ 受託者は、本業務委託上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

ク 受託者は、契約後の研修及びマニュアルに従い、市民から必要とされた場合は「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の説明を行うこととする。

ただし、マニュアルに記載の無いものについては独自の解釈をせず、速やかに委託者へ連絡のうえ、指示を仰ぐこととする。

(5) 事故対応

本業務委託中に事故等が発生したときは、応急措置等所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害内容等について遅延なく委託者に報告することとする。

(6) その他特記事項

ア 受託者は、本業務委託の履行により人及び物件等に損害を与えた場合は、責任をもって損害を賠償する等必要な措置を講ずることとする。

イ 委託者は、本業務委託の実施状況が本仕様書に適合しないと認めたときは、理由を示し、やり直しを求めることができる。この場合、費用は受託者の負担とする。

ウ 本業務委託の実施にあたり疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により決定実施することとする。

自転車等監視員の業務

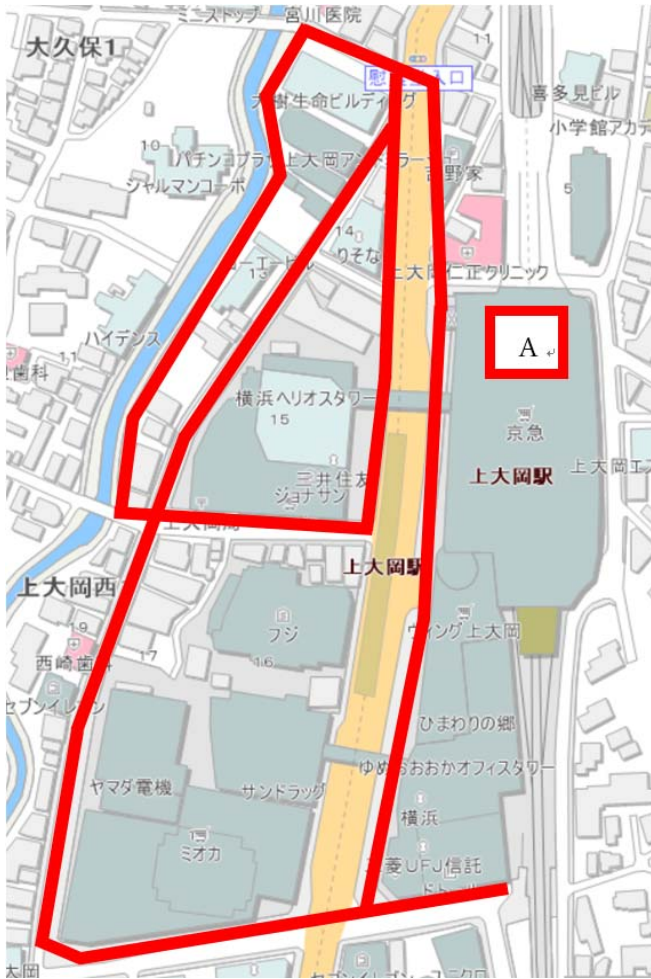
1 業務内容

- (1) 自転車等監視員は、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」を理解し、自転車等を放置しようとする利用者にもその趣旨を理解させ、協力を得ながら業務に当たる。
- (2) 指定した場所（区間）を随時巡回しながら、自転車等を放置しようとしている自転車等利用者呼び止め、自転車駐輪場の利用など放置の防止と自転車等の適正利用を促す。
- (3) 自転車駐輪場に余裕がある駅周辺では、自転車駐輪場への誘導を行う。
- (4) 自転車駐輪場に余裕がない駅、及び自転車駐輪場への誘導により、駐輪場に余裕がなくなった場合には、公共交通機関の活用も含め、放置自転車等の防止への協力を要請する。
- (5) 指示に従わず、自転車等を放置した場合には、保管場所へ移動することがある旨を伝える。
- (6) 放置されている自転車等については啓発用の札を貼付する。
また、歩行者通路を確保するため、必要があるときは、区職員の指示により、整理及び最低限の移動を行う。
- (7) 歩行者の安全のため、歩道での自転車利用者に対し、声かけによる自転車の安全利用の啓発を行う。
 - ア 声かけ例 「歩行者の安全のために、自転車の押し歩きに御協力をお願いします」
「歩行者とぶつからないように、ゆっくり走ってください」
「スマホを見ながらの運転は、危ないからやめましょう」
 - イ 基本的な根拠（道路交通法第 63 条の 4）
普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分)を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。
 - ウ 声かけの対応
自転車の歩道通行は道路交通法に規定されているが、声かけは取り締りではなく、歩行者の安全という視点でのお願いの呼びかけとする。
- (8) 現場責任者は、業務の履行に当たって区職員から指示があった場合は、遅延なく他の監視員に指示する。

2 注意事項

- (1) 自転車等監視員は、現地で自転車等利用者に対し直接放置防止を呼びかけるとともに、自転車等の適正利用についての指導を行う業務であり、市民とのトラブルが生ずることも予想されることから、業務の遂行に当たっては、十分注意をすること。
- (2) 業務遂行に当たっては、制服及び腕章を着用する。

監視・巡回員配置エリア図



Aエリア

上大岡駅前交番～ウイング上大岡前
鎌倉街道沿い～消防団倉庫前～
ミオカ周辺

大岡川遊歩道(上大岡駅側)～
中央商店街～カミオ周辺～
慰霊堂入口交差点周辺

Bエリア

港南台駅、港南台駅前駐輪場～
イオンフードスタイル港南台店周辺



Cエリア

上永谷駅前周辺、ベルセブン周辺、
上永谷駅東側交差点～旧港南土木
入り口交差点方面、駅寄りの歩道駐
輪場周辺



令和5年度自転車等放置防止監視及び歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロール業務委託日程表(予定)

日にち	曜日	実施日時	日にち	曜日	実施日時	日にち	曜日	実施日時	日にち	曜日	実施日時	日にち	曜日	実施日時	日にち	曜日	実施日時
4月1日	土	夕勤A	5月1日	月	夕勤A	6月1日	木	夕勤A	7月1日	土	夕勤A	8月1日	火	夕勤A	9月1日	金	夕勤A
4月2日	日	夕勤B	5月2日	火	夕勤B	6月2日	金	夕勤B	7月2日	日	夕勤B	8月2日	水	夕勤B	9月2日	土	夕勤B
4月3日	月	夕勤C	5月3日	水	夕勤C	6月3日	土	夕勤C	7月3日	月	夕勤C	8月3日	木	夕勤C	9月3日	日	夕勤C
4月4日	火		5月4日	木		6月4日	日		7月4日	火		8月4日	金		9月4日	月	夕勤A
4月5日	水	夕勤A	5月5日	金		6月5日	月	夕勤A	7月5日	水		8月5日	土		9月5日	火	夕勤B
4月6日	木	夕勤B	5月6日	土	夕勤A	6月6日	火	夕勤B	7月6日	木	夕勤A	8月6日	日	夕勤A	9月6日	水	夕勤C
4月7日	金	夕勤C	5月7日	日	夕勤B	6月7日	水	夕勤C	7月7日	金	夕勤B	8月7日	月	夕勤B	9月7日	木	夕勤A
4月8日	土		5月8日	月	夕勤C	6月8日	木		7月8日	土	夕勤C	8月8日	火	夕勤C	9月8日	金	夕勤B
4月9日	日		5月9日	火		6月9日	金	夕勤A	7月9日	日		8月9日	水		9月9日	土	夕勤C
4月10日	月	夕勤A	5月10日	水	夕勤A	6月10日	土	夕勤B	7月10日	月	夕勤A	8月10日	木		9月10日	日	
4月11日	火	夕勤B	5月11日	木	夕勤B	6月11日	日	夕勤C	7月11日	火	夕勤B	8月11日	金	夕勤A	9月11日	月	夕勤A
4月12日	水	夕勤C	5月12日	金	夕勤C	6月12日	月		7月12日	水	夕勤C	8月12日	土	夕勤B	9月12日	火	夕勤B
4月13日	木		5月13日	土		6月13日	火	夕勤A	7月13日	木		8月13日	日	夕勤C	9月13日	水	夕勤C
4月14日	金	夕勤A	5月14日	日		6月14日	水	夕勤B	7月14日	金		8月14日	月		9月14日	木	
4月15日	土	夕勤B	5月15日	月	夕勤A	6月15日	木	夕勤C	7月15日	土	夕勤A	8月15日	火		9月15日	金	夕勤A
4月16日	日	夕勤C	5月16日	火	夕勤B	6月16日	金		7月16日	日	夕勤B	8月16日	水	夕勤A	9月16日	土	夕勤B
4月17日	月		5月17日	水	夕勤C	6月17日	土	夕勤A	7月17日	月	夕勤C	8月17日	木	夕勤B	9月17日	日	夕勤C
4月18日	火	夕勤A	5月18日	木		6月18日	日	夕勤B	7月18日	火		8月18日	金	夕勤C	9月18日	月	
4月19日	水	夕勤B	5月19日	金	夕勤A	6月19日	月	夕勤C	7月19日	水		8月19日	土		9月19日	火	夕勤A
4月20日	木	夕勤C	5月20日	土	夕勤B	6月20日	火		7月20日	木	夕勤A	8月20日	日	夕勤A	9月20日	水	夕勤B
4月21日	金		5月21日	日	夕勤C	6月21日	水	夕勤A	7月21日	金	夕勤B	8月21日	月	夕勤B	9月21日	木	夕勤C
4月22日	土	夕勤A	5月22日	月		6月22日	木	夕勤B	7月22日	土	夕勤C	8月22日	火	夕勤C	9月22日	金	
4月23日	日	夕勤B	5月23日	火		6月23日	金	夕勤C	7月23日	日		8月23日	水		9月23日	土	夕勤A
4月24日	月	夕勤C	5月24日	水	夕勤A	6月24日	土		7月24日	月	夕勤A	8月24日	木	夕勤A	9月24日	日	夕勤B
4月25日	火		5月25日	木	夕勤B	6月25日	日	夕勤A	7月25日	火	夕勤B	8月25日	金	夕勤B	9月25日	月	夕勤C
4月26日	水	夕勤A	5月26日	金	夕勤C	6月26日	月	夕勤B	7月26日	水	夕勤C	8月26日	土	夕勤C	9月26日	火	
4月27日	木	夕勤B	5月27日	土		6月27日	火	夕勤C	7月27日	木		8月27日	日		9月27日	水	夕勤A
4月28日	金	夕勤C	5月28日	日	夕勤A	6月28日	水	夕勤A	7月28日	金	夕勤A	8月28日	月	夕勤A	9月28日	木	夕勤B
4月29日	土		5月29日	月	夕勤B	6月29日	木	夕勤B	7月29日	土	夕勤B	8月29日	火	夕勤B	9月29日	金	夕勤C
4月30日	日		5月30日	火	夕勤C	6月30日	金	夕勤C	7月30日	日	夕勤C	8月30日	水	夕勤C	9月30日	土	
			5月31日	水					7月31日	月		8月31日	木				

(別紙3)
【上半期】

夕勤
放置自転車監視 午後3時30分～午後6時00分
歩きたばこ防止 午後3時00分～午後3時30分
履行場所・回数
上大岡駅(夕勤A)
87回
港南台駅(夕勤B)
88回
上永谷駅(夕勤C)
88回

朝勤
放置自転車監視 午前6時～午前8時30分
歩きたばこ防止 午前8時30分～午前9時
履行場所・回数
上大岡駅(朝勤)
10月に1回のみ

令和4年度自転車等放置防止監視及び歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロール業務委託日程表(予定)

日にち	曜日	実施日時	日にち	曜日	実施日時	日にち	曜日	実施日時	日にち	曜日	実施日時	日にち	曜日	実施日時	日にち	曜日	実施日時
10月1日	日	夕勤A	11月1日	水	夕勤A	12月1日	金	夕勤A	1月1日	月		2月1日	木	夕勤A	3月1日	金	夕勤A
10月2日	月	夕勤B	11月2日	木	夕勤B	12月2日	土	夕勤B	1月2日	火		2月2日	金	夕勤B	3月2日	土	夕勤B
10月3日	火	夕勤C	11月3日	金	夕勤C	12月3日	日	夕勤C	1月3日	水	夕勤A	2月3日	土	夕勤C	3月3日	日	夕勤C
10月4日	水		11月4日	土		12月4日	月		1月4日	木	夕勤B	2月4日	日		3月4日	月	
10月5日	木	夕勤A	11月5日	日	夕勤A	12月5日	火	夕勤A	1月5日	金	夕勤C	2月5日	月	夕勤A	3月5日	火	夕勤A
10月6日	金	夕勤B	11月6日	月	夕勤B	12月6日	水	夕勤B	1月6日	土		2月6日	火	夕勤B	3月6日	水	夕勤B
10月7日	土	夕勤C	11月7日	火	夕勤C	12月7日	木	夕勤C	1月7日	日	夕勤A	2月7日	水	夕勤C	3月7日	木	夕勤C
10月8日	日		11月8日	水		12月8日	金		1月8日	月	夕勤B	2月8日	木		3月8日	金	
10月9日	月	朝勤	11月9日	木	夕勤A	12月9日	土	夕勤A	1月9日	火	夕勤C	2月9日	金	夕勤A	3月9日	土	夕勤A
10月10日	火	夕勤B	11月10日	金	夕勤B	12月10日	日	夕勤B	1月10日	水		2月10日	土	夕勤B	3月10日	日	夕勤B
10月11日	水	夕勤C	11月11日	土	夕勤C	12月11日	月	夕勤C	1月11日	木	夕勤A	2月11日	日	夕勤C	3月11日	月	夕勤C
10月12日	木		11月12日	日		12月12日	火		1月12日	金	夕勤B	2月12日	月		3月12日	火	
10月13日	金		11月13日	月	夕勤A	12月13日	水	夕勤A	1月13日	土	夕勤C	2月13日	火		3月13日	水	夕勤A
10月14日	土	夕勤A	11月14日	火	夕勤B	12月14日	木	夕勤B	1月14日	日		2月14日	水	夕勤A	3月14日	木	夕勤B
10月15日	日	夕勤B	11月15日	水	夕勤C	12月15日	金	夕勤C	1月15日	月	夕勤A	2月15日	木	夕勤B	3月15日	金	夕勤C
10月16日	月	夕勤C	11月16日	木	夕勤A	12月16日	土		1月16日	火	夕勤B	2月16日	金	夕勤C	3月16日	土	夕勤A
10月17日	火		11月17日	金	夕勤B	12月17日	日	夕勤A	1月17日	水	夕勤C	2月17日	土		3月17日	日	夕勤B
10月18日	水		11月18日	土	夕勤C	12月18日	月	夕勤B	1月18日	木		2月18日	日	夕勤A	3月18日	月	夕勤C
10月19日	木	夕勤A	11月19日	日		12月19日	火	夕勤C	1月19日	金	夕勤A	2月19日	月	夕勤B	3月19日	火	
10月20日	金	夕勤B	11月20日	月	夕勤A	12月20日	水		1月20日	土	夕勤B	2月20日	火	夕勤C	3月20日	水	夕勤A
10月21日	土	夕勤C	11月21日	火	夕勤B	12月21日	木		1月21日	日	夕勤C	2月21日	水		3月21日	木	夕勤B
10月22日	日		11月22日	水	夕勤C	12月22日	金	夕勤A	1月22日	月		2月22日	木	夕勤A	3月22日	金	夕勤C
10月23日	月	夕勤A	11月23日	木		12月23日	土	夕勤B	1月23日	火	夕勤A	2月23日	金	夕勤B	3月23日	土	
10月24日	火	夕勤B	11月24日	金	夕勤A	12月24日	日	夕勤C	1月24日	水	夕勤B	2月24日	土	夕勤C	3月24日	日	夕勤A
10月25日	水	夕勤C	11月25日	土	夕勤B	12月25日	月		1月25日	木	夕勤C	2月25日	日		3月25日	月	夕勤B
10月26日	木		11月26日	日	夕勤C	12月26日	火	夕勤A	1月26日	金		2月26日	月	夕勤A	3月26日	火	夕勤C
10月27日	金		11月27日	月		12月27日	水	夕勤B	1月27日	土	夕勤A	2月27日	火	夕勤B	3月27日	水	
10月28日	土	夕勤A	11月28日	火	夕勤A	12月28日	木	夕勤C	1月28日	日	夕勤B	2月28日	水	夕勤C	3月28日	木	夕勤A
10月29日	日	夕勤B	11月29日	水	夕勤B	12月29日	金		1月29日	月	夕勤C	2月29日	木		3月29日	金	夕勤B
10月30日	月	夕勤C	11月30日	木	夕勤C	12月30日	土		1月30日	火					3月30日	土	夕勤C
10月31日	火					12月31日	日		1月31日	水					3月31日	日	

(別紙3)
【下半期】

夕勤
放置自転車監視
午後3時30分～午後6時00分
歩きたばこ防止
午後3時00分～午後3時30分
履行場所・回数
上大岡駅(夕勤A)
87回
港南台駅(夕勤B)
88回
上永谷駅(夕勤C)
88回

朝勤
放置自転車監視
午前6時～午前8時30分
歩きたばこ防止
午前8時30分～午前9時
履行場所・回数
上大岡駅(朝勤)
10月に1回のみ

自転車等放置防止監視員業務日報

【 駅 地点】

実施日		年	月	日 (曜日)	(天候 :)	
従事者氏名	実施時間	啓発人数及び 安全利用 声掛け人数		放 置 台 数 (業務開始及び終了時)		取付札数
	: ~ :			人	自転車 台 台 バイク 台 台	枚
	: ~ :			人	自転車 台 台 バイク 台 台	枚
	: ~ :			人	自転車 台 台 バイク 台 台	枚
	: ~ :			人	自転車 台 台 バイク 台 台	枚
	: ~ :			人	自転車 台 台 バイク 台 台	枚
合 計				人	自転車 台 台 バイク 台 台	枚
特記事項					

現場責任者

自転車等放置防止監視員業務月報

駅	地点
---	----

日にち (月)	曜日	天候	啓発人数及び 安全利用声掛け人数	終了時 放置自転車	終了時 放置バイク	取付札数
合計						

歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロール業務日報

【 _____ 駅 _____ エリア】

実施日	年 月 日 (曜日)	(天候 : _____)		
従事者氏名	実施時間	啓発人数	携帯灰皿等 配布個数	備考
	: ~ :	人	携帯灰皿 _____ 個 その他 _____ 個	
	: ~ :	人	携帯灰皿 _____ 個 その他 _____ 個	
	: ~ :	人	携帯灰皿 _____ 個 その他 _____ 個	
	: ~ :	人	携帯灰皿 _____ 個 その他 _____ 個	
	: ~ :	人	携帯灰皿 _____ 個 その他 _____ 個	
合 計			携帯灰皿 _____ 個 その他 _____ 個	
特記事項			

現場責任者

(別紙8)

業務・声かけマニュアル

(自転車等放置防止監視パトロール)

1 基本的な注意事項

(1) 安全最優先

実施にあたっては、安全を最優先し、活動の中で事故が起こらないよう十分に注意してください

(2) 市民対応は丁寧に

本事業の趣旨をよく理解し、市民と接する場合には、決して命令したり指導したりせず、丁寧に対応して下さい。相手の様子をよく見て、声をかけて下さい。

(3) 無理な実施は避ける

こちらの発言を聞かない人、あるいは強い口調で言い返してくる等の場合には、無理な実施は極力避けて下さい。相手が説明等の話に応じないようであれば、深追いはしないで下さい。

(4) トラブルが発生したときは

トラブル等があった場合には、港南区地域振興課資源化推進担当
(TEL：045-847-8398) に早急に連絡して下さい。

2 配置計画

下記マップに記載されている巡回経路を複数名で巡回してください。

3 放置防止監視業務

(1) 対象車両

放置されている、または放置しようとしている自転車及び原付バイク（白いナンバープレートの排気量50cc 以下のもの）が対象です。

(2) 業務の詳細

ア 啓発

・放置禁止区域では、停めてはいけない場所であることを声かけして、駐輪場等の駐車が認められた場所を案内します。

・その他の道路については、放置することのないよう声かけを行います。

※私有地に放置されているものは対象外です。

【具体的対応例】

市民からの質問	対応例
(放置禁止区域で自転車(バイク)を放置しようとする人がいたら)	「この場所は放置禁止区域のため、自転車(バイク)を止められません」
(放置禁止区域で自転車(バイク)を) 「少しでも止めるだけなんだが」	「少しの用事だからと言って、禁止区域に停めていいことにはなりません。施設内や最寄りの駐輪場に停めてください」
「放置禁止区域なんか知らない」	「条例で告示されており、駅周辺に設置した標識に区域の図が掲示されていますので、ご確認ください」
「放置禁止区域は誰が決めたんだ」	「市が条例に基づき指定しています」
「止める場所がない」	(最寄りの駐輪場を案内)
「駐輪場は満車だった」	「とはいえ、放置禁止区域に自転車(バイク)を停めていいわけではありません」
(迷惑している市民から) 「なぜトラックに積んで運んでくれないのか」	「私たちは放置を防止するための啓発活動を行っています。駅周辺の移動作業は定期的の実施していますので、ご理解ください」
「横浜市職員がやっているのか」	「私たちは区から業務の委託を受けて行っています」

※その他市への要望などを受けた場合は、業務報告書に記載して連絡してください

イ 啓発札の貼付

すでに放置禁止区域に止められている自転車(バイク)には、啓発札を貼付して下さい。

啓発札を貼付する際には、貼付年月日を必ず記入して下さい。

(3) 放置台数等の調査

必要に応じ、実施場所周辺等の放置台数を調査し、業務報告書に記入してください。

4 自転車マナーアップ声かけ業務

(1) 対象

自転車利用者

(2) 業務の詳細

ア 声かけ活動区域

区が指定する「声かけ活動を強化する区間」で重点的に実施します。

イ 実施回数等

声かけ強化区間において、放置防止監視業務とあわせて行います。声かけ活動の啓発回数は、放置防止監視業務とともに、業務日報で報告してください。

ウ 活動内容

【声かけ】声かけ強化区間において、放置防止監視業務とあわせて、歩行者の安全のため自転車利用者に声かけを行う。

《危険な自転車走行の例》

- ・自転車が通行できる歩道において、すぐに止まらないスピードでの走行
(※自転車が通行できない歩道であれば、押し歩きを呼びかける)

自転車等放置防止監視及び歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロール業務委託(港南区)

- ・携帯電話、スマートフォン、ヘッドホン等を使用しながらの運転
- ・横に並んでの走行（並進可の標識がある場合は除く）
- ・二人乗り（幼児を乗せた二人乗りは除く）

《声かけの例》

「歩行者の安全のために、自転車の押し歩きにご協力をお願いします。」

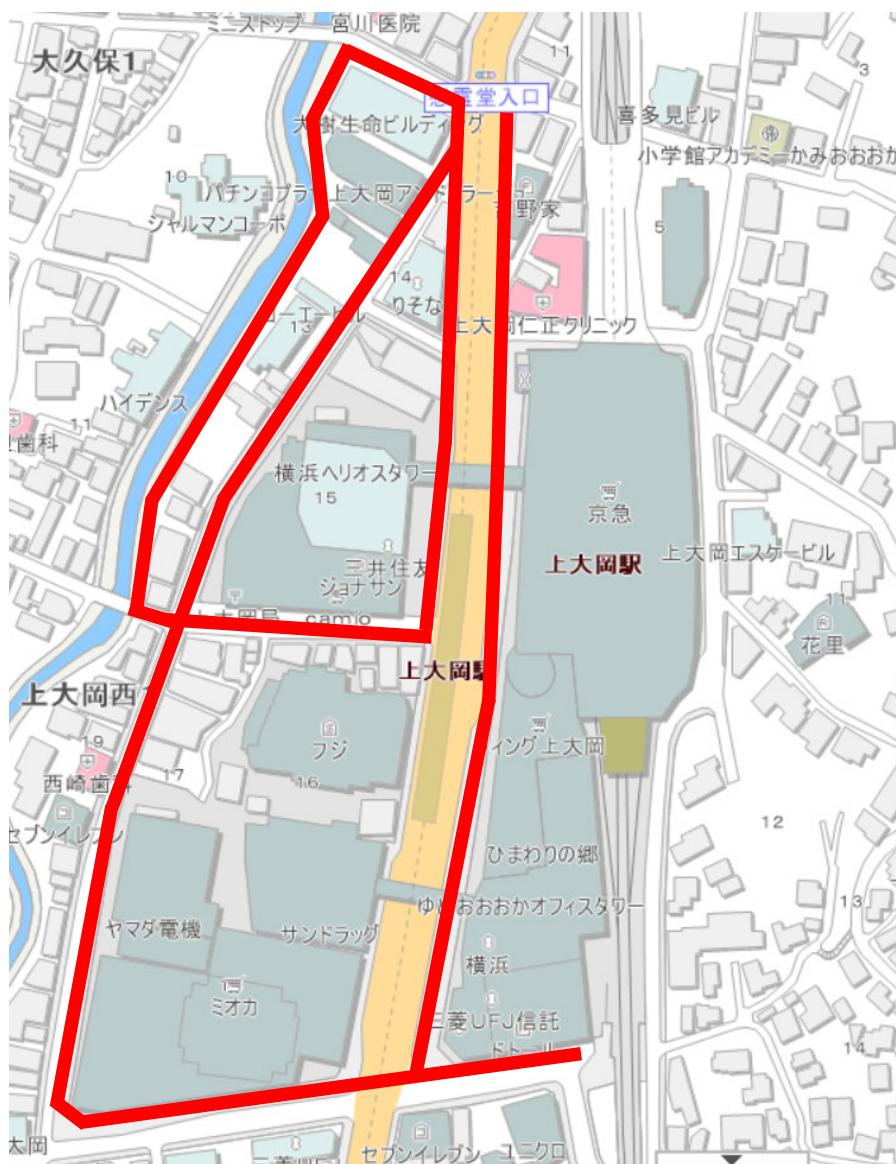
「携帯電話、スマートフォンを見ながらの運転は、危ないからやめましょう。」

「歩行者とぶつからないよう、ゆっくり走ってください。」

【啓発物品等の配布】

市民への声かけとともに、区が提供する啓発物品等を自転車利用者に手渡します。

【マップ 上大岡駅】



自転車等放置防止監視及び歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロール業務委託(港南区)

【マップ 港南台駅】



【マップ 上永谷駅】



業務・声かけマニュアル

(歩きたばこ・ポイ捨て防止パトロール)

【業務の目的】

上大岡駅、港南台駅、上永谷駅の周辺において、歩きたばこや路上喫煙を行う者、その他広く市民に対し、歩きたばこやポイ捨てをしないよう声掛けなどによる啓発を行うことで、誰もが快適に過ごせる環境の実現と街の美化の推進を図ります。

【業務の根拠になっている条例】

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（横浜市ポイ捨て・喫煙禁止条例）

【業務内容】

- ・喫煙者だけではなく、広く市民に条例や啓発パトロールを周知するため、市民からの視認性が高い場所に駐留し、啓発パトロールを実施していることが分かるようにします。
- ・下記マップに記載されている駐留場所に複数名で駐留し、原則 15 分に 1 回程度、指定された駐留場所を巡回してください。

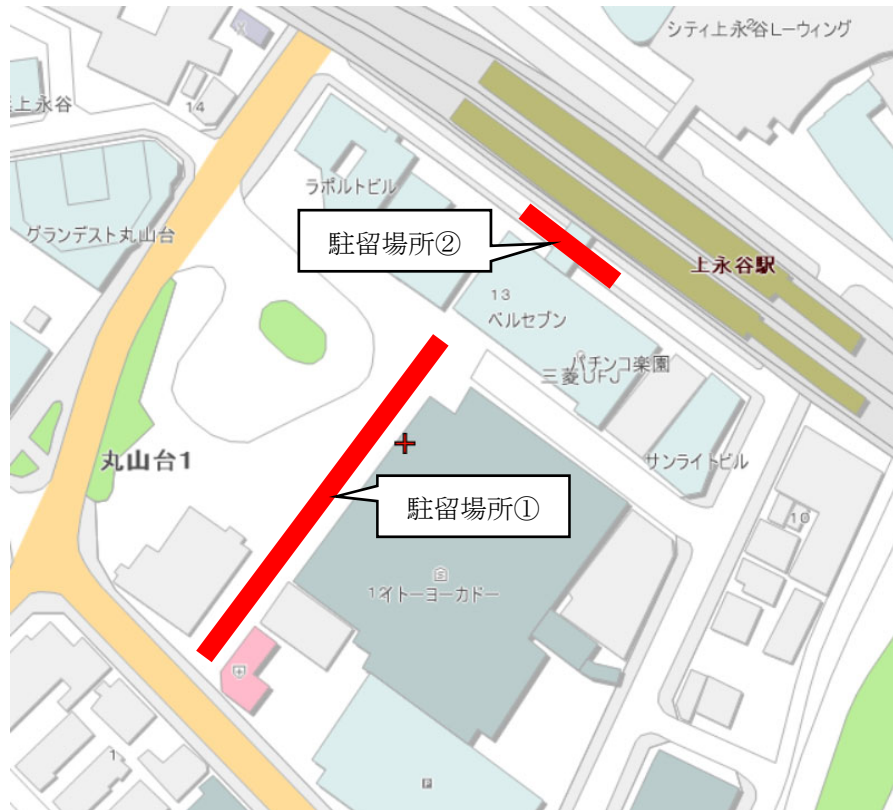
【マップ 上大岡駅】



【マップ 港南台駅】



【マップ 上永谷駅】



<個別状況シート 上永谷駅（駐留場所①）>



<個別状況シート 上永谷駅（駐留場所②）>



<歩きたばこを見つけた場合>

・条例の趣旨を丁寧に説明し、歩きたばこはポイ捨てにもつながるため、やめるよう協力を求めてください。

・立ち止まって路上で喫煙する場合は、「周囲に配慮する」ように、また携帯灰皿を所持するように伝えます。

《声かけの例》

『横浜市の喫煙マナーの呼びかけをしております。恐れ入りますが、歩きたばこは市内全域でおやめいただくよう横浜市の条例で規定されておりますので、ご協力をお願いします』

→『ご協力ありがとうございます。また、吸い殻のポイ捨ては条例で禁止されておりますので、吸い殻はお持ち帰りくださるようお願いしております。携帯灰皿はお持ちですか?』

→灰皿不携帯「それでは、こちらをお使いください。ご協力よろしく願いいたします。」

【従事して下さってくださるみなさまへ】

※近年、歩きたばこをしている者への指導要請が市民から多く寄せられています。駅頭にのぼりを持って駐留するだけでも抑止効果があると考えています。喫煙者への声かけもしていただくことで、歩きたばこをする人がゼロになるようご協力ください。

<立ち止まって/ベンチに座っての喫煙者を見つけた場合>

- ・携帯灰皿を持っているかどうか必ず確認します。
- ・持っていない場合は、ポイ捨てに繋がるため、条例で禁止されていることを丁寧に説明し、携帯灰皿を使用するよう伝えます。
- ・必要に応じて、携帯灰皿やその他の啓発物品を渡してください。

<空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てをしている人を見かけた場合>

- ・条例で禁止されていることを丁寧に説明し、持ち帰るよう指導してください。

《声かけの例》

「おはようございます/こんにちは。

横浜市内は条例で、市内全域ポイ捨てを禁止しております。恐れ入りますが、吸い殻等（空き缶等も含む）のゴミはお持ち帰りいただくようお願いいたします。条例では、ポイ捨てをすると、2万円以下の罰金を科すと規定されておりますのでご理解いただけますようお願いいたします。」

<ポイ捨て・喫煙禁止条例の啓発活動>

・市民から条例や活動の内容について説明を求められた場合は、条例の趣旨や啓発活動の目的について丁寧に説明し、条例の周知に努めてください。

《声かけの例》

活動の内容

「吸い殻等（空き缶等も含む）のポイ捨てをしている方を見つけたらお声がけして、ポイ捨ては条例で禁止されていることをお伝えし、おやめいただくよう声掛けをする活動を行っています。また、歩きたばこについても条例でおやめいただくよう規定されていますので、見かけた場合は、おやめいただくようお話ししています」

活動の目的

「歩きたばこや路上喫煙を行う者、その他広く市民に対し、歩きたばこやポイ捨てをしないよう声掛けなどによる啓発を行うことで、誰もが快適に過ごせるための啓発活動です。」

条例の趣旨

街の至るところにたばこの吸い殻などが散乱している状況が街の美観を損ねていることから、ごみが散乱しにくい街づくりを目的に制定されたものです。

業務の内容や条例などについて訊かれたときの対応方法 Q & A

■ なぜ、歩きたばこはいけないのか

横浜市では、吸い殻のポイ捨てによる街の美化の悪化やたばこの火による危険防止の観点から、条例により歩きたばこをおやめいただくよう定めています。ご協力をお願いします。

■ 歩きたばこをしたら条例違反になるのですか

歩きたばこに罰則はありませんが、「歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない」と定められているため、ご協力をお願いしております。

■ 歩きたばこやポイ捨てをした人を注意したら喧嘩になったので、喫煙者を捕まえてほしい

申し訳ありません、私たちは喫煙者を逮捕することはできません。ポイ捨ては罰金規定がありますが、罰金を科すのは警察の仕事です。喧嘩などは交番でご相談ください。お力になれず申し訳ありません。

■ 受動喫煙になるので、喫煙者に注意してほしい・喫煙者を捕まえてほしい

私どもの啓発では、たばこの火による火傷防止とポイ捨て防止を目的にしており、受動喫煙に対して、注意・指導はできませんが、いただいたご意見は横浜市に伝えさせていただきます。

■過料と罰金の違いを教えてください

- ・過料とは … 過料は、罰金とは異なり、刑罰ではなく行政処分とされており、行政庁が科すものです。法秩序を維持する目的で、法令の違反者に対する制裁として課される金銭罰の一種を言います。したがって、逮捕することはできず、科されても前科にはなりません。(地方自治法第 14 条第 3 項)
- ・罰金とは … 罰金は、一定以上の金銭を徴収する財産刑（対象者の財産を剥奪する刑罰）であり、刑法に定める刑罰です。罰金は、原則として警察による検挙、検察による起訴を経て、裁判により賦課が決定します。したがって、警察の検挙の際には必要に応じて逮捕することができ、罰金刑が確定した場合はいわゆる前科となります。(刑法第 9 条及び第 15 条)

【業務をする上での注意点・お願い】

- ・必要以上に絡んでくる・暴力を振るわれそうになるなど、身の危険を感じた場合は、直ちに避難し最寄りの交番へ通報してください。
- ・市民の方にお話しする際は（たとえ喫煙者であっても）必ず、終始丁寧な対応に努め、市民の方に気持ちよく条例を守っていただけるように対応してください。

【参考】 ■横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例

(条例抜粋)

- ・喫煙とは たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。(第 2 条)
- ・市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器(空き缶等を回収するための容器をいう)、吸い殻入れ等に収納しなければならない。
- ・市内に居住する者は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実等に努めなければならない。
- ・市民等は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。
(第 5 条)
- ・市民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない。
- ・市民等は、屋外で喫煙をする場合は、携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならない。
(第 6 条)
- ・何人も、空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。(第 8 条)